

すこやか の 里 ショートステイ 運営規程 (介護予防)

(目的)

第 1 条 要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び、機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の負担軽減を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者へのサービス提供計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用前の居宅における生活と利用後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するものである。

(構造設備)

第 3 条 施設の配置・構造及び設備は、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び、防災に充分考慮されたものとする。

(職員の数)

第 4 条 職員の数は次のとおりとする。

施設長	1 名 (すこやか の 里 特別養護老人ホームと兼務)
生活相談員	1 名
機能訓練指導員	1 名 (すこやか の 里 特別養護老人ホームと兼務)
看護職	1 名以上
介護職	8 名以上
管理栄養士	1 名 (すこやか の 里 特別養護老人ホームと兼務)
医師 (嘱託)	1 名 (”)

(職務内容)

第 5 条 職員の職務内容を次のとおりとする。

施設長	施設の業務を統括し、施設職員を指揮監督する。
生活相談員	利用者の介護上の相談や、生活プログラムの作成や指導、及び行政との連携を図る。
機能訓練指導員	利用者の心身機能の回復及び維持に従事する。
看護職	利用者の保健衛生に留意し、医師の指示に従い、診療並びに看護・機能訓練に従事する。

介護職	利用者の介護、及び生活指導などに従事する。
管理栄養士	利用者の栄養管理、並びに調理員等の指導に従事する。
医師（嘱託）	利用者の保健衛生上の専門的管理と指導に従事する。

（利用定員）

第6条 施設の利用定員は20名とする。

（2）ユニットの数は、2ユニットとし、1ユニットの利用定員は10名とする。

（3）特別養護老人ホームにおいて空床があるときは、利用することができる。

（定員の遵守）

第7条 当施設は、ユニット毎の利用定員及び居室の利用定員を超えた利用はさせないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の内容・職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得て開始する。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 利用予定者が入院治療を必要とする場合やその他利用予定者に対し、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

（入退所）

第10条 利用予定者の利用に際しては、その方に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、その方の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その方が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについて定期的に検討する。

（3）前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の関係職員の間で協議する。

（4）居宅において日常生活を営むことが出来ると認められる利用者に対し、その方及び家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。

（5）利用者の退所に際しては、介護予防サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（利用料等の受領）

第11条 当施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護予防サー

ビス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(利用者から受けることのできる費用)

第 12 条 利用者負担の費用は別紙の重要事項説明書に記載されている他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担していただくことが適当と認められるものとする。

(2) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者のサービスの提供に関する計画)

第 13 条 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その方及びその家族の希望を勘案し、その方の同意を得て、サービスに関する計画を作成する。

(2) 利用者のサービスの提供に関する計画について、サービスの状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(サービスの取扱方針)

第 14 条 利用者へのサービスの提供は、利用者がある能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことが出来るようにするため、利用者へのサービスの提供に関する計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な支援を提供する。

(2) 利用者へのサービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

(3) 利用者へのサービスの提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

(4) 利用者へのサービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

(5) 利用者へのサービスの提供に当たっては、当該利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 利用者へのサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

(7) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(8) 職員は自らどの提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第 15 条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

(2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。

(3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により

利用者の入浴の機会を提供し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。

- (4) 利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- (5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- (6) 前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- (7) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- (8) 利用者に対し、その負担により、当該職員以外の者による直接介護は行わないものとする。ただし、利用者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(食事)

第16条 栄養並びに利用者の心身の状況及び、嗜好を考慮した食事を提供する。

- (2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- (3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- (4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第17条 当施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、または維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 当施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康に注意し、健康保持のための適切な措置を取るものとする。

- (2) 当施設の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その方の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない方については、この限りでない。

(相談及び援助)

第19条 当施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第20条 利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 面会及び消灯は、他の利用者の迷惑とならないようにし、特に時間の設定はしない。
- (イ) 外泊、外出は許可用紙に記入し事前に提出する。
- (ウ) 原則敷地内禁煙とする。飲酒は少量可能とする。

(エ) 部屋での火気取扱いは、禁止とする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 21 条 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

(2) 常に利用者の家族との連携を図るように努めるものとする。

(通常の送迎の実施区域)

第 22 条 通常の送迎の実施区域は次のとおりとする。

福島市、伊達市伊達町

(緊急時の対応)

第 23 条 職員は、現に介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 24 条 利用者へのサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(3) 利用者へのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 25 条 介護予防短期入所生活介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、施設長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。

(個人情報取り扱いについて)

第 26 条 個人情報の取扱いについては、関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱を行う。

(虐待防止)

第 27 条 利用者の人権擁護・虐待等の防止の為措置を講じるものとする。

(2) 職員に対する虐待を防止する研修の実施

(3) 利用中に虐待と思われる利用者を発見した場合は、関係事業所へ報告し、速やかに市町村へ通報するものとする。

(苦情処理)

第 28 条 当施設は、その行ったサービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の適切な措置を講ずるものとする。

(2) 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(3) 当施設はその行ったサービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第 29 条 当施設はその事業運営に当たって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等、地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第 30 条 この規程に定める事項のほか、事業運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この改正運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正運営規程は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。